

第5回（3月）定例会提案事件表（追3）

- 1 議案第174号 令和6年度西宮市一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第175号 訴え提起の件（請負代金請求附帯控訴事件）
- 3 報告第31号 処分報告の件 {〔損害賠償の額の決定の件（施設管理事故の件）〕
専決処分}

令和6年度 西宮市一般会計補正予算
(第2号)

令和6年度 西宮市の一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,514,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,261,203千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月25日提出

西宮市長 石井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		39,260,656	3,514,225	42,774,881
	10 国庫補助金	6,408,005	3,514,225	9,922,230
歳入合計		203,746,978	3,514,225	207,261,203

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費		95,580,978	3,514,225	99,095,203
	05 社会福祉費	24,021,586	3,514,225	27,535,811
歳 出	合 計	203,746,978	3,514,225	207,261,203

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 45 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
45		国庫支出金	39,260,656	3,514,225	42,774,881
	10	国庫補助金	6,408,005	3,514,225	9,922,230
		10 総務費国庫補助金	342,303	3,514,225	3,856,528

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
05 総務費補助 金	3,514,225	(財 務 局) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3,514,225

2 歳 出

(款) 15 民生費
(項) 05 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
15		民生費	95,580,978	3,514,225	99,095,203	3,514,225	
	05	社会福祉費	24,021,586	3,514,225	27,535,811	3,514,225	
		05	社会福祉総務費	1,136,831	3,514,225	4,651,056	国庫支出金 3,514,225

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
03 職員手当等	1,500	(健康福祉局)	
		340203 非課税世帯等臨時特別給付金事業経費	3,514,225
08 旅 費	20	03 職員手当等	1,500
		一般職給	1,500
10 需用費	3,948	08 旅費	20
		普通旅費	20
11 役 務 費	55,218	10 需用費	3,948
		消耗品費	250
12 委 託 料	211,589	印刷製本費	3,698
		11 役務費	55,218
13 使用料及び 賃借料	700	F A X使用料	100
		郵便料	34,273
		口座振込手数料等	10,120
18 負担金補助 及び交付金	3,241,250	給付支援サービス利用料	10,725
		12 委託料	211,589
		臨時給付金関連事業委託料	211,589
		13 使用料及び賃借料	700
		事務機器借上料	700
		18 負担金補助及び交付金	3,241,250
		非課税世帯支援金	650,000
		低所得世帯支援金	450,000
		こども加算	21,250
		調整給付	2,120,000

給 与 費 明 細 書

一般会計

1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	(2,204) 3,475	4,416,326	13,486,744	14,743,598	32,646,668	6,148,715	38,795,383	
補正前	(2,204) 3,475	4,416,326	13,486,744	14,742,098	32,645,168	6,148,715	38,793,883	
比 較				1,500	1,500		1,500	

(注) ()内は、短時間勤務職員について外書き。

< 職員手当等の内訳 >

(単位:千円)

区 分	地 域 手 当	扶 養 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当
補正後	2,161,977	363,654	408,720	801,973	10,360	919,930	171,896	363,898
補正前	2,161,977	363,654	408,720	801,073	10,360	919,330	171,896	363,898
比 較				900		600		
区 分	期 末 勤 勉 手 当	宿 日 直 手 当	教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当			
補正後	7,719,618	50	12,231	1,561,146	248,145			
補正前	7,719,618	50	12,231	1,561,146	248,145			
比 較								

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	(40) 3,263	12,970,218	12,895,473	25,865,691	5,035,133	30,900,824	
補正前	(40) 3,263	12,970,218	12,893,973	25,864,191	5,035,133	30,899,324	
比 較			1,500	1,500		1,500	

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き。

< 職員手当等の内訳 >

(単位:千円)

区分	地域手当	扶養手当	住居手当	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	超過勤務手当	特殊勤務手当
補正後	2,084,497	363,654	408,720	801,973	10,360	870,772	171,886
補正前	2,084,497	363,654	408,720	801,073	10,360	870,172	171,886
比 較				900		600	
区分	通勤手当	期末勤勉手当	宿日直手当	教員特別手当	退職手当	児童手当	
補正後	350,455	6,026,561	50	12,231	1,548,509	245,805	
補正前	350,455	6,026,561	50	12,231	1,548,509	245,805	
比 較							

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(2,164) 212	4,416,326	516,526	1,848,125	6,780,977	1,113,582	7,894,559	
補正前	(2,164) 212	4,416,326	516,526	1,848,125	6,780,977	1,113,582	7,894,559	
比 較								

(注) ()内は、短時間勤務職員について外書き。

< 職員手当等の内訳 >

(単位:千円)

区分	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	期末勤勉手当	退職手当	児童手当	
補正後	77,480	49,158	10	13,443	1,693,057	12,637	2,340	
補正前	77,480	49,158	10	13,443	1,693,057	12,637	2,340	
比 較								

会計年度任用職員以外の職員の予算科目別給与費補正額内訳

予 算 科 目	職 員 数 (人)	給 料	職 員 手 当 等	職 員 手 当				
				地 域 手 当	扶 養 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	超 過 勤 務 手 当
社会福祉総務費			1,500				900	600
一般会計合計			1,500				900	600

(2) 給料および職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明
職 員 手 当 等	1,500	1. 管 理 職 手 当 900 2. 超 過 勤 務 手 当 600	非課税世帯等臨時特別給付金関連業務に係る手当の増額

(単位:千円)

等 の 内 訳				共 済 費	共 済 費 の 内 訳		
特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当	そ の 他 の 手 当		共 済 組 合 公 立 学 校	振 興 会 厚 生 会	再 任 用 災 害 基 金

訴 え 提 起 の 件

下記のとおり附帯控訴を提起する。

令和6年3月25日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 附帯控訴の事件名
請負代金請求附帯控訴事件
- 2 原審の事件名等
神戸地方裁判所尼崎支部 平成28年(ワ)第966号
請負代金請求事件
- 3 控訴審の事件名等
大阪高等裁判所 令和6年(ネ)第315号
請負代金請求控訴事件
- 4 附帯控訴の相手方(原審原告・控訴人)

- 5 附帯控訴の趣旨
 - (1) 原判決中被控訴人敗訴部分を取り消す。
 - (2) 上記部分につき、控訴人の請求を棄却する。
 - (3) 訴訟費用は、第1審及び第2審とも控訴人の負担とする。

(参考1)

○原判決の内容

- 1 被告は、原告に対し、1188万9640円及びこれに対する令和5年10月30日から支払済みまで年2.5%の割合による遅延損害金（ただし、年365日の日割計算）を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その3を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

(参考2)

○事件の概要

- 1 原審原告と市との間で締結された請負契約に係る工事について、追加工事が必要となったため、増額分の工事代金及び当該請負契約に基づく工事代金（既払い額を除く。）の合計額（2045万9838円）の支払を市に請求したものの。
- 2 原審において、原審原告の請求の一部が認められたが、原審原告はこれを不服として控訴を提起した。これに対し、市も原審判決に不服があるため、改めて争うこととし、附帯控訴するもの。

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 3 月 25 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第 59 号

損害賠償の額の決定の件専決処分書

下記のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 2 月 16 日専決

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 相手方

* * * *

2 事件の概要

西宮市北口町 1 - 1 外西宮市立北口駐車場において、天井からの漏水により駐車していた相手方車両（乗用車）を汚損したものの。

3 示談の要旨

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金として金 4, 5 4 3, 6 7 1 円を負担する。
- (2) 当事者双方は、本件事故に関し、本示談条項以外、一切の債権債務がないことを確認する。